

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定

建築協定区域

京都市伏見区向島津田町 及び
向島西堤町 の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）及び京都市建築協定条例の規定に基づき、この協定の第4条に定める区域内における建築物の位置、用途、構造及び形態に関する基準を協定し、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物の制限

第6条 建築物の位置、用途、構造及び形態は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の外壁仕上面の位置は、宅地が背中合わせに隣接するブロック（別添図①，②，③，④ブロック）の背割り敷地境界線及び南端ブロック（別添図⑤，⑥ブロック）の南側敷地境界線から80センチメートル以上離すものとする。
- (2) 次のア及びイに掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
 - ア 1戸建ての住宅
 - イ 主たる用途を住宅とし、次に掲げる用途を兼ねるもので、この協定の第13条に定める委員会（以下「委員会」という。）が環境上支障がないと認めたもの
 - ①日用品を販売する小売店舗
 - ②診療所（獣医院を除く。）
 - ③理髪店、美容院
 - ④事務所
 - ⑤その他、①から④までに定める用途に類するもの
- (3) 建築物の地上階数は2以下とする。
- (4) 建築物の高さは、10メートル以下とする。

■土地所有者等の責務

第7条 協定区域内の土地の所有者等は、建築物の建築、大規模の修繕又は用途の変更を行う場合は、事前に委員会の承認を受けなければならない。

■適応の除外

第8条 交番、その他地方公共団体の出先機関等公益上必要な建築物については、第6条の規定は適応しない。



京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定区域図

